

3 感 対 第 1352 号

令 和 3 年 6 月 18 日

愛知県経営者協会会長 様

愛 知 県 知 事



**新型コロナウイルスワクチンを接種しない県民に対する接種の強制や差別の
防止等の周知について（通知）**

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきまして、日頃からご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスワクチン接種については、市町村における個別接種及び集団接種、県が開設する大規模集団接種会場に加え、企業・大学等における職域接種も始まり、接種の機会が大きく広がっているところです。

一方、ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき実施されるものがあります。

とりわけ、企業等において、社員等に対し、まとまってワクチン接種を実施する職域接種では、接種を希望されない方や病気等の理由で接種ができない方などが、接種の強制、差別的な扱い、偏見等を受けることがないように、十分に配慮する必要があります。

こうした点を踏まえ、貴会におかれましては、会員企業等に対して、接種を希望されない社員等への接種の強制や差別、不利益な取り扱い等が行われることのないよう周知を行うとともに、適切に相談に応じていただきますようお願いいたします。

また、県、国においては、別記の相談窓口において、ワクチン接種に関する接種の強制や差別的な扱い等を受けた県民の皆様からの相談対応を行っていますので、合わせて周知いただきますようお願いいたします。

担当：感染症対策課ワクチン接種体制整備室
ワクチン総括グループ

電話：052-954-7491

1 職場におけるいじめ、嫌がらせに関する相談窓口

(1) 県が設置している相談窓口

あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー、県民事務所の産業労働課等において、面談もしくは電話により県民からの相談に対応します。

相談窓口	電話	相談対応時間
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー	052-589-1405	○月曜日から金曜日 午前9時30分～午後6時 ○土曜日 午前10時～午後5時
東三河総局 企画調整部産業労働課	0532-55-6010	○月曜日から金曜日 午前9時～午後5時30分
新城設楽振興事務所 山村振興課	0536-23-6104	
尾張県民事務所 産業労働課	052-961-8070	
海部県民事務所 産業労働課	0567-24-6104	
知多県民事務所 産業労働課	0569-22-4300	
西三河県民事務所 産業労働課	0564-26-6100	
豊田庁舎 豊田加茂産業労働・山村 振興グループ	0565-32-6119	

＜担当課・グループ＞

- 担当：労働局労働福祉課労働相談グループ
- 電話：052-589-1405

(2) 国が設置している相談窓口

厚生労働省が、愛知労働局、労働基準監督署内に設置している総合労働相談コーナーにおいて、面談もしくは電話により国民からの相談に対応します。

なお、総合労働相談コーナーの一覧は、以下のURLをご覧ください。

○<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/aichi.html>

2 学校におけるいじめ等に関する相談窓口

電話相談窓口「いじめほっとライン24」及び、いじめ等が起きた学校において、小学生、中学生、高校生及びそれらの保護者からの相談に対応します。

「いじめほっとライン24」について

○電話：0120-0-78310

○対応時間：24時間

3 人権に関する相談窓口

法務省が設置している相談窓口において、電話、インターネット等により県民からの相談に対応します。

なお、連絡先は、以下のURLをご覧ください。

○http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

4 ワクチン接種に係る差別等に関する相談窓口の案内

県ワクチン接種体制整備室において、相談内容に応じて適切な相談窓口をご案内します。

<問い合わせ>

○担当：感染症対策局ワクチン接種体制整備室ワクチン総括グループ

○電話：052-954-7466

新型コロナワクチン接種に関するQ&A

(厚生労働省ホームページから抜粋)

<URL><https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

Q 1 今回のワクチン接種の「努力義務」とは何ですか。

A 1 「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定のことで、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆様に接種にご協力をいただきたいという趣旨から、このような規定があります。

今回の予防接種は感染症の緊急のまん延予防の観点から実施するものであり、国民の皆様にも接種にご協力をいただきたいという趣旨で、「接種を受けるよう努めなければならない」という、予防接種法第9条の規定が適用されています。この規定のことは、いわゆる「努力義務」と呼ばれていますが、義務とは異なります。接種は強制ではなく、最終的には、あくまでも、ご本人が納得した上で接種をご判断いただくこととなります。

予防接種法に基づいて行われる定期接種の多くのもの（4種混合、麻しん、風しんの予防接種など）にも、同じ規定が適用されています。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」（令和2年12月9日施行）により、同法の規定を適用することとなりました。

Q 2 新型コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいですか。

A 2 接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。

新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、皆さまにお願いしています。仮にお勤めの会社等で接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。